

# 格式からみた国の等級

仁藤敦史

Country Grade in Terms of Legislation and Protocol

NITO Atsushi

はじめに

- ① 令文と『延喜式』の規定
- ② 「弘仁格」と「貞観格」
- ③ 掾・目・史生・定員と国の等級区分
- ④ 「大国」の分類

- ⑤ 「上国」の分類
  - ⑥ 「中国」の分類
  - ⑦ 「下国」の分類
- おわりに

## 【論文要旨】

律令制下の国については、養老令に大国・上国・中国・下国の四等級が規定され、『延喜式』民部上のいわゆる「国郡表」に合計六十六国二嶋について、その具体的等級が書かれている。その内訳は、大国が十三国、上国が三十五国、中国が十一国、下国が七国二嶋となっている。

古くは漠然と、奈良・平安時代を通じて「国郡表」の等級は基本的に変化しなかったと考えられてきた。そのことを前提に、実態としての国司・定員の名称と定員の変遷を詳細に検討することで、国の等級を復元しようとする研究が進展し、また天平期の正税帳を用いた個別の諸国研究も深化した。しかしながら、上国（甲）（乙）論に代表されるように、令や格式に示される法制的な位置づけと実態とは乖離する場合があり、正確な制度的変遷は追いきれない。すでに格式の変遷に注目した研究もあるが、史生・定員と国の等級の関係を捨象しており、両者は総合されていない。

そこで本稿では、史生を含む国司・定員について格式による法制度的検討により、大宝令から『延喜式』に到る変遷を考察し、「国郡表」に見える国の等級に対応した国司・四等官および史生の定員規定の細分化を試みたい。

実態的な任命においては、一見すると無秩序のように見える国司・定員の運用は、法制度に限定するならば、かなり厳密に運用され、法令間に緊密な関連性をもっていたことが指摘できる。大国と中国には、それぞれ准大国と准中国、准大国と准下国という「准国」制ともいえるべき例外が確認される。とりわけ「上国の准中国」と「中国の准上国」では、史生・定員に限れば逆転現象も生じていた。本来は国の負担能力などを基準に定められた等級に対して、国司の定員という国の格式による要素が加味されて複雑な運用となったことが想定される。

【キーワード】 令制国、延喜式、史生、等級